

令和8年4月22日
中部地方整備局
静岡河川事務所

安倍川・大井川「令和8年度河川愛護モニター」募集

国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所では、河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望を十分に把握し、地域の皆様の連携をさらに進めるため、従来から河川愛護モニターを委嘱しています。
令和8年度においても、以下のとおり募集します。

1. 募集期間

令和8年4月22日（水） ～ 令和8年5月22日（金）

2. 募集人員

安倍川（藁科川を含む） 1名
大井川 1名

3. 委嘱期間

令和8年7月1日 ～ 令和9年6月30日
なお、制度改正により期間満了前に委嘱を終了する場合があります。

4. 応募資格

20歳以上の健康な方で、次に該当する方。
・近隣にお住まいの方。
・川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方。

5. 活動区間

下記の一定の区間

安倍川 河口付近から玉機橋付近までの左岸又は右岸
(河川距離 0km ～ 22.7km)

藁科川 安倍川との合流部付近から富厚里橋付近までの左岸
又は右岸 (河川距離 0km ～ 8.9km)

大井川 河口付近から島田市鵜網付近までの左岸又は右岸
(河川距離 0km ～ 24.8km)

6. 活動内容

一 日常生活の範囲内での知り得た河川に関する情報等を

連絡いただくこと。

具体的には次の①から④の情報を報告いただきます。

- ① 地域住民から河川利用等に関する要望があった場合。
- ② 河川環境、河川利用上の障害となるような事象を発見した場合。
- ③ ごみ等の不法投棄、河川の流水や河川管理施設等について異常を発見した場合。
- ④ その他特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合。

ただし、不法行為者等に対し直接指示して是正を図る等、特別な責務は課しません。

二 河川管理者とともに地域住民へ河川愛護思想の普及啓発に努めること。

7. 報 酬

有り（参考：令和7年度については月額4,580円）

8. 応募方法

応募用紙に必要事項を記載し下段記載の連絡・問合せ先に郵送、FAX又は電子メールでご提出下さい。

9. 選考方法

応募された方の中から活動範囲や活動時間等を考慮し、決定させていただきます。

10. その他

- ・ 日常生活の範囲内での情報提供をお願いするものですので、保険の準備はございません。
- ・ 今後、制度改正が生じた場合等、委嘱条件が変更される場合があります。あらかじめご承知願います。

連絡・問合せ先 〒420-0068 静岡市葵区田町3丁目108番地
国土交通省 静岡河川事務所 占用調整課
TEL：054-273-9106
FAX：054-205-1213
電子メール：cbr-shizukawa-sencho@mlit.go.jp